

令和元年仙審第40号

裁 決
漁船A運航阻害事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官鈴木勲出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年8月6日03時20分

福島県請戸漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 12.93メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 423キロワット

3 事実の経過

(1) 受審人の経歴等

(省略)

(2) Aのけた網漁の漁具及び漁法

けた網漁の漁具は、底面三角形の各辺の長さが約1.1メートル、約90センチメートル（以下「センチ」という。）及び約40センチ、高さが約1.7メートルの三角柱形の鉄枠のけたを倒し、一番小さい四角形の面に袋網を取り付け、袋網取付け面の下辺から引き綱の方向の海底に向けて鉄製の長さ約45センチの爪25本を取り付けた重量約65キログラムのけた網を、水深約10メートルの海底で直径約30ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ約45メートルの合成繊維製の引き綱1本を用いてえい網し、海底の土の中に生息するほっき貝を採捕するものであった。

けた網には、引き綱のほかに、操業中のけた網の位置を表示するための直径約18ミリ長さ約27メートルの合成繊維製索に直径約30センチの浮球を連結した通称かしら綱2本、揚網時に使用する直径約28ミリ長さ約22メートルの合成繊維製索の通称まきまき綱1本がそれぞれ接続されていた。

(3) けた網の積載台及び同網の積載状況

a 受審人は、けた網漁の出漁に備え、漁ろう上の省力化を図るため、前部甲板中央にけた網を乗せる幅約2.9メートル長さ約2.1メートル高さがブルワーク上端より約10センチ低い約55センチの木製のけた網の積載台を設け、多少安定性が損なわれるものの、同台の両舷に上下を逆にした同網各1組を積載し、かしら綱及びまきまき綱をけた網の上に、引き綱を船尾甲板にそれぞれ束ねて積載していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、平成26年8月に進水し、船体ほぼ中央に操舵室を配したFRP製漁船で、a受審人ほか4人が乗り組み、けた網漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和元年8月6日03時15分請戸漁港を発し、同漁港北方沖合の漁場に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、前日の気象情報から波高が1.5メートルないし2.0メートルになる波浪情報を入手し、また、出漁前に請戸漁港周辺の気象状況等を確認したところ、風がほとんどなく、南東方からのうねりが約2メートル以下と認められたことから、初めてのけた網漁の操業であったが、この程度の波高であれば、過去の経験から船体動揺も大きくなることはなく、けた網が船体動揺によって落下することはないと思われ、けた網の固縛措置を十分に行わなかった。

03時18分a受審人は、浪江町所在の請戸四等三角点（以下「請戸三角点」という。）から087度（真方位、以下同じ。）1,550メートル地点で、針路を154度に定め、6.3ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、請戸漁港の港口に向けて続航中、右舷船首からうねりを受けて船体が左舷側に大きく傾斜したことから、積載台の両舷に積載していた2組のけた網が左舷側から次々と海中に落下し、03時20分請戸三角点から099度1,740メートルの地点において、Aは、けた網に連結していた引き綱、かしら綱及びまきまき綱が舵軸及び推進器に絡索し、操舵が不能になるとともに主機が停止して航行不能となった。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮のほぼ中央

期にあたり、視界は良好で、発生地点付近には南南西方から波高約2メートルのうねりがあった。

その結果、けた網の引き綱等に損傷を生じたが、Aには損傷がなく、来援した僚船によって請戸漁港に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、夜間、請戸漁港において、発航前のけた網の固縛措置が不十分で、漁場に向けて出航中、船体動揺によって海中に落下したけた網の引き綱等が舵軸及び推進器に絡索したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、請戸漁港において、漁場に向けて出航するに当たり、航行中に船体動揺が予想された場合、船体動揺によってけた網が海中に落下することのないよう、発航に先立ち、乗組員に指示して細索でけた網の仮固縛を行わせるなど、けた網の固縛措置を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、この程度の波高であれば、過去の経験から船体動揺も大きくなることはなく、けた網が船体動揺によって落下することはあるまいと思い、発航前にけた網の固縛措置を十分に行わなかった職務上の過失により、船体動揺によって海中に落下したけた網の引き綱等が舵軸及び推進器に絡索し、航行不能となる事態を招き、引き綱等に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和2年3月5日

仙台地方海難審判所

審判官 杉 谷 昭